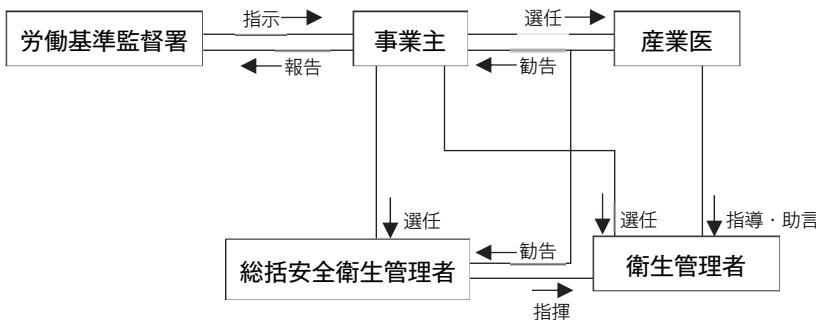


第1章

関係法令（有害業務以外）

1 安全衛生管理体制

◆ 労働衛生に関する事業所の管理体制



(1) 総括安全衛生管理者の選任

- 選任の必要要件に達した日から 14 日以内に選任が必要。
- 林・鉱・建設・運送・清掃業等は常時使用する労働者 100 人以上で選任。
- 電気・ガス・水道・製造・卸売・小売・旅館・ゴルフ・通信・自動車整備・機械修理業等は常時使用する労働者 300 人以上で選任。
- その他は常時使用する労働者 1000 人以上で選任。
- 業務としては、衛生管理者への指示、安全衛生に係る方針の表明等がある。
- 総括安全衛生管理者は、その事業の実施を統括管理する者であり、特に資格等が必要なわけではない。

◆ 総括安全衛生管理者の選任

業種	規模 (人)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	常時 100 人以上
製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時 300 人以上
その他の業種（本社のデスクワークなどの事務的業種）	常時 1000 人以上

※総括安全衛生管理者の選任を要しない事業場では、事業者自ら総括安全衛生管理者の役割を担って安全衛生業務を統括管理する。

※総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故等のやむをえない事情により職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。